

社会福祉法人塩嶺福祉協会の役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人塩嶺福祉協会（以下「協会」という。）の役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、次に定めるものとする。

	常 勤	非常勤
	月 額	月 額
理 事 長	600,000円	500,000円
常務理事	300,000円	250,000円

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事

1日 20,000円

(2) 評議員

1日 10,000円

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末に締め切り、当月20日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(旅費)

第5条 役員等の旅費については、社会福祉法人塩嶺福祉協会職員旅費規定による。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法人法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(執行期日)

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。